

2013年度活動方針

重点課題

重点課題1) 震災救援活動

2011年3月に起こった東日本大震災から2年が経過した。しかし未だ障害者を取り巻く多くの問題の多くが解決されず、さらに深刻な状況が続いている。公共交通や障害者のヘルパー事業所・日中活動の不足、自治体の財政規模の悪化など、震災以前より障害者が地域生活を行っていくには地域的な課題が存在していたが、震災の影響によりさらなる生活困難にみまわれている。また原発事故の収束は未だ見えず、被災地の障害者は日々の生活に大きな不安を抱えている。

このような状況の下、東北関東大震災障害者救援本部（以下、救援本部）では、岩手に2箇所（宮古・大船渡）宮城に3箇所（石巻・南三陸・仙台）福島に1箇所（郡山）の被災地障がい者支援センターを軸に、救援活動を行ってきた。今後、各支援センターが地域で不足している社会資源としての役割を担えるよう今後も運営支援を行っていく。

また、2013年4月12日に災害対策基本法改正案が閣議決定された。そこでは、障害者・高齢者などいわゆる災害弱者を「避難行動要支援者」と規定し、迅速な安否確認のための名簿作成が市町村長に義務づけられた。今回の救援活動の現場では個人情報保護の壁に阻まれ、安否確認や実際の支援の際に、多くの困難に直面した。内閣府が2005年に策定、2006年に改定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、「関係機関共有方式」を積極的に活用することと個人情報の公開について、すでに明記されている。しかしそれらは十分に認知されておらず、今回の救援活動にあたり個人情報の取り扱いについての課題があらためて議論された。要支援者の情報を集め名簿を作成することのみを目的とせず、支援団体と積極的な連携が可能となるよう、具体的な支援及び活用方法を明確にし、行政および障害者自身がその必要性を認識することが重要であり、周知徹底を訴えていかなければならない。

今回の震災の教訓を後世に活かしていくためにも、救援本部として、下記の活動に取り組む。

1. 被災地障がい者支援センターの運営

- ・被災地の障害者への情報提供、相談支援、移動・個別支援等の活動の継続および、沿岸部各拠点（大船渡・宮古・石巻・南三陸）の安定的な支援活動継続のための組織体制の整備等バックアップを行う。
- ・各拠点が救援活動から継続的な障害者の地域生活支援へと徐々に活動をシフトし、地域の社会資源となるべく事業化の方向性を探り、そのための支援を行う。

2. 原発事故への対応

- ・障害者の一時保養企画と避難のための情報提供・個別支援の実施。
- ・介助体制を維持するための関係事業所の支援・調整。

3. 調査・提言

東日本大震災の教訓を糧に、各地の復興・防災（避難）計画に障害者の視点を反映させるための調査研究・提言を行う。日本障害フォーラム（JDF）東日本大震災被災障害者総合支援本部をはじめ、震災支援に携わるNPO等と積極的に連携し、自治体、各省庁折衝の継続、障害者の性別・年齢・障害の状態・生活の実態に応じた支援のあり方や防災対策を講じるよう調査・提言活動を継続する。

4. 被災障害者の記録映画

2012年度に完成した記録映画DVD「逃げ遅れる人々～東日本大震災と障害者～」を広く一般に紹介・販売し、障害者を取り巻く課題を共有するため各地で上映活動を行う。

5. 支援金の確保

各被災地支援センターの継続した活動を支えるため、支援金の呼びかけや助成金などの確保に努める。

6. 機関誌発行による情報発信

機関誌やブログなどを通じて、引き続き被災地の障害者の状況や救援活動についての情報発信を行っていく。

重点課題2) 障害者権利条約の批准と制度改革に向けて

2014年まで5年間を改革の集中期間としている障害者制度改革は、2012年12月の政権交代もあり、2013年度は大きな節目を迎える。2013年度の大きな動きとしては、障害者差別禁止法制定の動きである。2013年3月に自民党・公明党の与党ワーキングチームにより「障害を理由とする差別の禁止に関する立法措置に係るおもな論点と基本的な考え方」がまとめられ、法案の名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：差別解消法)として法制化が進められている。差別解消法は、2016年施行とされ、その3年後に合理的配慮義務規定の範囲の見直しなどを行うことになっている。まず施行までは、差別的取り扱いや合理的配慮について内閣府が基本方針を作成し、それを元に各省庁がガイドラインを作成することとなり、政策委員会の意見を聞くこととされている。施行まではガイドラインの作成に障害当事者の声を入れ込むことに全力を上げなければならない。

次に障害者総合支援法(以下、総合支援法)については、重度訪問介護の適用拡大など2014年から施行となる重要な課題がある。総合支援法の見直し規定の実施を当事者主体でさせなければならず、早急に見直しの枠を作る必要がある。

しかしながら障害者制度改革は、障害者基本法、総合支援法、差別禁止法の3つの法律について取り組めばよいということでは決してない。改めて2010年に障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)が取りまとめた「障害者制度改革に向けた第一次意見」を基に、今後、DPI日本会議として取り組むべき課題を再確認する必要がある。例えば、今年度取り組みが必要なものとして、インクルーシブ教育関連では学校教育法施行令の改正問題がある。施行令は2014年4月施行予定であり、原則インクルーシブ教育制度の確立に向けて働きかけを強めていく。その他、社会的入所や社会的入院の問題、福祉的就労と労働者としての権利の確立の問題、虐待防止法の改正問題など、様々な課題を抱えている。差別禁止法の今国会での成立目途がつけば、障害者権利条約(以下、権利条約)の批准という一つの大きな山は越える。今後はこの間の制度改革を総括しつつ、短期、中期的な課題を整理し、「権利条約の批准」から「権利条約の完全実施」をスローガンに掲げ、引き続き制度改革に取り組んでいく。

重点課題3) 障害者権利法制の確立について

2012年9月14日に差別禁止部会は、これまで開催してきた25回の部会議論のまとめとして、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制についての差別禁止部会の意見」を確認した。その後、各障害者団体の働きかけもあり、2013年4月26日に差別解消法は閣議決定された。この法案の第1条(目的)においては、「障害の有無によって分け隔てられることなく」と明記している。また、法律案概要では、以下の事項が盛り込まれている。

- (1) 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- (2) 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止(合理的配慮の確保)

(3) 差別を解消するための支援措置(紛争解決等)

また、障害者への差別をなくすための合理的配慮の提供を国および地方公共団体には、義務化した一方、民間事業者については、すべて努力義務としたが、必要に応じて国は、民間事業者に対して「勧告(第12条)」と勧告に従わない場合の「罰則(第26条)」が規定されている。また、民間事業者への法的義務化については、今後の検討課題としている。なお、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うための障害者差別解消地域協議会(第17条)の設置が盛り込まれている。

今回示された法案は、内閣府の障害者政策委員会のもとに設置された差別禁止部会が意見として提起した個別分野、欠格条項、女性障害者等の複合差別等の課題を反映したものではない。しかし、差別の考え方や解消するための措置、および3年後の見直し規定が設けられたことなどから、障害者差別解消に向けた第一歩として、今国会での法案の成立をめざすこととする。なお、以下の課題については、DPI日本会議として、継続した取り組みを進める。

(1) 障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の不提供の具体的事例と行為規範(人々が行動する際の判断基準)の策定・周知

(2) 障害者差別を解消するための紛争解決の仕組みの充実

(3) 障害者の日常および社会生活状況を踏まえた法施行後の3年後見直しの実施と具体的な見直し内容(合理的配慮の民間事業者への義務化等)

一方、地方自治体における、障害者の差別をなくすための条例制定に向けた取り組みについては、引き続き全国自立生活センター協議会(JIL)と協力して推進していくとともに、JDF構成団体などの他の団体も巻き込んで運動を進める。また、沖縄県、兵庫県、愛知県、大阪府などの条例づくりを本格的に進めようとしている地域への支援とすでに条例ができた地域のモニタリングを行い、より良い条例づくりや運用、改正につなげていく。

重点課題4) 国際活動の推進および発展に向けて

国際活動を展開する DPI 日本会議も権利条約の成立以降めまぐるしく変わる世界レベルの活動に直接関与することが多くなってきた。アジア太平洋を中心に当事者団体との連携を強化すると同時に、グッド・プラクティス(参考となる実践例)を今後とも紹介し、発展に寄与していく。

1. 障害と開発の枠組みへの積極的参加

世界130カ国(3月20日現在)が権利条約を批准している中、署名のみの段階にある日本政府を権利条約そのものに反対であると誤解している国も多い。権利条約の批准に向けて当事者団体がイニシアティブを取る日本のプロセスをさまざまな機会に説明していくと同時に、海外の期待を批准に向けた国内の環境整備に結び付ける。

新アジア太平洋障害者の十年のためのインチョン戦略は、障害と開発における国際規範の一つである。DPIはその進捗状況を評価できるCSO(市民社会団体)の一員となっている。インチョン戦略の評価を進める前提として、権利条約の内容を熟知し、国内で権利のために戦う際にも重要である。

APDPO-Unitedに2013年1月に正式に加盟し、新アジア太平洋障害者の十年に市民団体として積極的に関与していく。

9月23日に開催される国連「障害と開発に関するハイレベル会合」に、国際的な注目が集まっている。障害が除外されている2015年終了のMDGs(ミレニアム開発目標)後の新たな開発目標にいかにか障害を含めるかを討議する重要な会議であるので、日本の意見を折に触れ発信していく。

2. 国際協力活動の推進

DPI 日本会議にとって国際レベルの活動は、設立準備の段階から国内活動と並んで車の両輪として重視されてきた。今後も海外からの情報によって国内全体の運動の成長を促進し、世界レベルおよびアジア太平洋レベルでは DPI の発展に対して貢献を続けられるように国際協力活動の充実を図っていく。

独自のプロジェクトはなくなるが、研修事業は来年度も継続されるので、プログラムに新たな国際的視点を入れていく。JICA「アフリカ障害者地域メインストリーミング研修」は、政府による 5 年毎の TICAD-（第 5 回アフリカ開発会議）の開催に合わせて、そのサイドイベントの一翼も担う。さらに 3 年間開催が延長された DPI 北海道ブロックの中央アジア研修への協力も継続する。

中西正司理事がアジア太平洋ブロック議長に就任してから 10 年を超え、特に自立生活運動のネットワークを通して若いリーダーが育ちつつある。韓国を筆頭に先進国と肩を並べるほどに当事者運動が発展した国も出てきている。日本のみがリーダーシップをとってきた時代は終わり、今後は若いリーダーの育成が障害と開発分野における DPI 日本会議の使命となる。

国内で唯一の障害と開発に積極的に関わる当事者団体として、権利条約 32 条の国際協力の条項に沿って活動の場を増やしていきたい。

重点課題 5) 地域生活支援の確立に向けて

21 世紀に入ってから障害者政策は、2003 年のホームヘルプの上限問題以降、支援費制度、障害者自立支援法、同つなぎ法、総合支援法と、目まぐるしく移り変わってきた。DPI 日本会議は「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」(全国大行動実行委員会)をはじめとする多くの仲間と共に、障害者の地域生活の確立を目指して、粘り強い取り組みを展開してきた。そうした取り組みの一つの集約点が「総合福祉部会・骨格提言」となったといっている。今後、これを最大限活用して障害者の地域生活支援の確立を進めていく必要がある。

そうした点から、「制度改革・要 3 年継続法案」と言うべき総合支援法に対する取り組みを継続的に進めていく。今年度の課題だけでも重点項目として「制度の谷間」の解消、「障害者支援区分への変更」「重度訪問介護の対象拡大」「グループホームへの一元化」等への取り組みが求められる。全国大行動実行委員会やサービス法 PT での活動を活かして、関係団体とも連携を取りながら、適宜、提起していく。

また、パーソナルアシスタンス、支給決定のあり方、就労支援等の 9 項目に渡る 3 年後見直しに向け、障害当事者が参画した検討の場を求め、その中でモデル事業をはじめとする各種の検討が進められるようにしていく必要がある。

特に、全国大行動実行委員会の長年の要望であった重度訪問介護の拡大については、実行委員会の下に設置されたプロジェクトのアンケート結果なども活用して、障害種別を超えた地域生活支援の制度として拡充されるよう、DPI 日本会議としても積極的に提言していく。

権利条約やその批准に向けた制度改革の一環として進められた改正・障害者基本法により、障害者の地域生活、「地域での共生」が原則であることが明記されてきた。ただ一方で、地方分権の流れの中で施設・病院敷地内のグループホームが容認される自治体が出てきたり、「小規模施設」を巡る動き等もみられる。どんな障害があっても地域で自立した生活ができる社会を目指して、さらに取り組みを強めていく必要がある。地域での自立生活を確かなものとしていくために、骨格提言に盛り込まれた「地域移行の法定化」や「地域基盤整備」、「長時間介護等の財政調整の仕組み」等に関して、その実現を求めて粘り強く働きかけていく。

この間、生活保護受給者に対するパッシングの動きが強まる中、生活保護基準の引き下げ等が進められようとしている。生活保護受給者の生活を困難にするとともに、それと連動して住民税等の非課税ラインが見直されることで、総合支援法の利用者負担等の国レベルの制度はもとより自治体独自の障害者施策にも大きく影響してくる。さらには、扶養義務の強化も検討されており、施設・病院や親元から地域生活への移行に大きな打撃となりかねない。私たちが長年提起し、多少なりとも実現してきた「支援を得ながらの自立」の流れを阻むものとして、この問題を捉え地域生活支援の観点からも関係団体と連携しながら取り組んでいく。

重点課題6) 交通バリアフリーの推進に向けて

2012年11月30日、DPI日本会議は5年ぶりに国土交通省と交渉を行った。問題は多岐に渡るが特に注目すべきところは、昨年度から取り組まれてきたバリアフリー法施行状況についての調査とガイドラインの見直しである。

ガイドラインが定める整備内容は、これまで「標準的な整備内容」と「望ましい整備内容」の二区分とされてきたが、今回の見直しでは「移動等円滑化基準に基づく整備内容」、「標準的な整備内容」、「望ましい整備内容」という三区分とする案が出された。国土交通省の考えとしては、より現実的なものに近づけていくためとしているが、区分により『義務』となる整備内容が示されてしまえば、その解釈によっては実際の整備レベルが低下する恐れがある。

障害者差別禁止法が制定に向けて取り組まれている中、全国各地では未だに乗車拒否や搭乗拒否が後を絶たない。また、国交省は原因究明に向けた調査・研究を行うことを明言しているが、明確なスケジュールは示されていない。DPI日本会議はその調査・研究を行うに当たり、必ず当事者が関与した上で行われるよう要望し、乗車拒否等をなくすための取り組みとして活用していく。

ハンドル型電動車いす使用者への乗車拒否問題に関して、『ステッカー制度』については、今回の交渉によって国土交通省による「制度欠陥」であることが明らかになった。このような重要な問題について改善に向けた動きを活発にさせるとともに、鉄道事業者、鉄道局、そしてDPI日本会議の三者での話し合いを進めていく。航空機関連においては、格安航空会社(LCC)を巡る搭乗拒否が問題となっており、障害者の移動の状況が複雑化している。

これらの問題を解決すべく、各分野での協議を進めていく。また、バリアフリー障害当事者リーダー養成研修の受講者が延べ100名を超え、各地域の問題に対して活動している。今後はネットワークを作ることにより情報を共有し、深刻な問題である地域格差の解消に取り組む。また、交通バリアフリーに関する委員会等での当事者参画の重要性を示し、それを担う当事者を育成するためにも、この研修を様々な地域で継続して行っていく。

DPI日本会議は発足当時から交通バリアフリーへの取り組みをメインテーマとしてきた。鉄道、自動車(バス・タクシー)、航空機など分野が多様であり、対象も障害者だけでなく高齢者や妊産婦など、すべての者に焦点があてられるようになった。今後はアクセス関西やアクセス関東の結成にみられる動きと連動し、活動の強化・継続に向けて2012年度に組織したDPIバリアフリー部会を中心に、交通アクセスの充実を求める運動を全国的に展開していく。

重点課題7) 精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

1. 求められる精神保健福祉法の抜本改正 - 新しい医療保護入院の問題

精神保健福祉法の一部改正法案がこのまま通ると、「保護者の義務」規定が廃止されても、強制入院がより簡単な手続きで行われるようになってしまう。人権侵害がうまれやすくな

り、大きな問題である。強制入院が残る以上、入院中の患者のための権利擁護を十分に保障することが必要である。精神保健福祉法改正を当事者の権利擁護の視点から代理人（アドボケイター）を必ずつけるよう強く求める。

2. 心神喪失者等医療観察法の問題

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）の問題は、再犯予測は難しく精神障害者差別である、継続的な治療が困難で信頼関係の下での治療関係が築けない、退院後の受け皿が極めて乏しく結局任意入院や医療保護入院とならざるを得ず入院期間が長くなるばかりの現状である、などの理由により廃止を求める活動をしてきた。だが、現状は医療観察法対象者と地域での差別はより強固なものになっている。この法律は精神障害者差別を深めるので廃止を求める。

3. 地域生活の確立にむけて

・重度訪問介護の対象拡大を受けて

重度訪問介護が対象拡大され、2014年度から精神障害・知的障害がある人々も対象になる。しかし、現行制度の対象は障害程度区分4以上とされているが、区分4以上になっている精神障害者の多くは入院している。そして長期入院により精神障害と身体障害の重複障害となる人も多く、地域生活の基盤の再構築にはきめ細かい支援が欠かせない。精神障害の特性にあった認定と支援の在り方を工夫し、必要な人が利用していけるように求める。

・地域移行・地域定着支援が個別給付へ

もともと「社会的入院の退院促進事業」であった事業を廃止し、相談支援の個別給付の制度だけになった。そのため、これまでの活動がとても展開しにくくなっている。65歳以上で、かつ5年以上入院していて、退院したいと手を挙げる人が全国で果たして何人いるだろうか。こういう仕組みとした以上は、入院中の方にこの制度を説明し利用できるように支援していかななくてはならない。これまでの「退院促進事業」の中で行なわれてきた入院経験者による病棟訪問活動（自立支援員）への予算措置を、地方自治体で実施、後押しさせていくことが必要である。

・精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障を

精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障のために下記のような取り組みを可能にしていくよう、各種の制度や仕組みが求められる。

閉鎖病棟に、地域福祉施設（地域活動支援センターなど）の情報を提供すること、そして、顔の見える関係（入院経験者を含む）で、院内で話せる茶話会を継続して設けること。交通費は市町村負担とする。

長期入院者も含め、退院にむけた個別計画の立案を義務化すること。

個別計画を実現していくために担当責任者がつき、それを本人にわかりやすくすること（不動産屋に同行して契約することのサポートや地域で利用できる場所を不安なく使えるように体験利用するサポート等）。

病棟内で、障害程度区分認定をおこない、外での暮らしに向けた備えをする人員を入院者6人に1名の割合で配置すること。

本人と地域生活ケア計画をたてる模擬実習を繰り返し入れること。その場には地域生活支援に携わっている関係者も同席できるようにしておくこと。

その上で、地域のグループホーム等の部屋を体験宿泊できるように確保し、失敗や恐れを体験しながらも地域での新たな暮らしへの不安を減らしていける道を保障すること。

以上のような仕組みを実現し、大事な事は本人が築きあげていくという自分らしい誇り

をもった人生を見出せるように支援が組み立てられ、振り返って見直せる機会もあることを本人に説明し、心配しなくていいことを伝える。

・「敷地内グループホーム」等看板掛け替え

これまでのわが国の精神医療の施策が、隔離と収容を中心になされてきたことは国も認めている。長期入院者が地域に戻るための病院側、地域側のこれまでの取り組みや対応について批判的に検証することなしに、安易に「地域移行型ホーム」や「精神型老健」の設置を認めていくことは、長期入院者を単に病棟から施設に移動させるだけで、結局は同じ精神科病院の敷地内に留めることになる。2006年の障害者自立支援法施行時に看板掛け替えの「退院支援施設」に対して、DPI日本会議として他団体とともに反対活動を展開してきた。そうした点から、敷地内グループホーム等が広がることのないように取り組んでいく。

・退院促進・地域生活に大きな打撃となる生活保護法見直し

精神障害者は10代から20代での発症が多いため、無年金者も多い。最近の生活保護制度に関するバッシング報道で、いかに多くの精神障害者がこころを痛め再発や体調の悪化を強いられているか。

医療扶助費に占める額が多い精神障害者の社会的入院の解決に何ら手をつけることなく、基準額の引き下げや、さらに扶養義務の強化等の締めつけの動きが出てきている。精神障害者の退院促進・地域移行に大きな打撃となり、地域生活を困難にするものであるという点からも大きな問題である。

重点課題8) とともに学ぶインクルーシブ教育制度の実現に向けて

1. 文部科学省に対する働きかけ

権利条約は、締約国に「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習を確保すること」を求めている。障害者基本法、及び差別解消法案の「目的」に明記された「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会」の実現のためにも、これまでの分離教育を基本としたものから、インクルーシブ教育制度への転換が求められる。今後、学校教育法施行令の改正も予想されており、『入口で分けない仕組み』とすべくJDFや障害者権利条約推進・インクルーシブ教育推進ネットワーク(インクルネット)、関係する議員連盟等の諸団体と共に交渉・要望活動など積極的に対応していかなければならない。また、インクルーシブ教育システム構築事業(13億8千万円)が予算化され、地域の学校に通う障害のある子どもも奨励費の対象となった。また、普通学校におけるモデル事業については、原則統合を基本とする「共に学ぶ教育」実践にこそ活用されるべきである。そのために各地での運動も重要になってくる。

2013年度の高等教育局は検討会報告(第1次まとめ)の周知に力を注ぐことが予想される。報告は一定の拘束力を持って各大学等に受け取られているが、一方で報告の水準に満たない大学等からは「自分たちの大学では障害学生を受け入れなくて良い」との誤解も生じており、文科省や各団体からの適切な周知と指導が必要である。報告に伴う新規予算は政府案作成時点で削減されたが、既存予算の活用等を含め注視していきたい。

2. 政策委員会内閣府関連の取り組み

差別解消法制定に向けた取り組みは、閣議決定を経てこの夏にかけ国会審議が山場を迎える。部会意見で述べられた教育関連の取り組みが、差別事例の解消に向けどれだけ盛り込まれるのかが重要である。また、2012年度に政策委員会小委員会などで議論された障害者基本計画の策定に向け、高等教育を含めインクルーシブ教育関連の事項がどれだけ盛り込

まれるかに注目する。なお、地方政策委員会の教育関連の動向も、差別禁止条例での教育関連の動きとともに情報収集に努める。こうした中で、教育分野における取り組みを多分野で共同し行っていくことが重要である。

3. 地域での取り組みと介助体制の確立

医療的ケアを伴うなど、重度の障害をもつ子ども達の普通学校への就学が増えている中、教育実践の意味はますます高まっている。地域の学校への障害児の就学に関して、通常学級における教育環境が充実し、合理的配慮として確立するよう実践を積み上げていくことが求められる。

高等教育関連では総合支援法で通学や学内介助が使えないことに対し、大学が自立生活センター等と学内介助の委託契約を結ぶことで、シームレスな介助体制を実現する動きが全国各地で起きている。また、地域生活支援事業の移動支援で通学を認める自治体も増加している。こうした取り組みを丁寧に後押しして、総合支援法 3 年後見直しの根拠に押し上げていかなければならない。

重点課題 9) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

2013 年 3 月 21 日に労働政策審議会障害者雇用分科会は、障害者雇用促進法の一部を改正する法律案要綱の中で「障害者に対する差別の禁止等」として事業主に対して、過重な負担が及ぶ場合を除き「募集及び採用について障害者の申し出により、障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない」、「賃金決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等の待遇に関する不当な差別の禁止と障害の特性に配慮した職務の円滑な執行に必要な施設整備や人的配置等、必要な措置を講じなければならない」とした。また、障害者の差別禁止に関する指針を策定することと、そして「紛争の解決」及び「精神障害者の雇用の義務化」等の内容に基づく答申を示した。改正案は 4 月 19 日に通常国会に提出された。(精神障害者の雇用義務化は 2018 年 4 月 1 日施行予定、その他は 2016 年 4 月施行予定)

こうした状況を受け、DPI 日本会議としては、障害者雇用の促進と労働権の確立に向けて、以下の項目を中心として、JDF 及び関係団体、日本労働組合総連合会、自治団体労働組合、日本教職員組合等との連携を重視した取り組みを、引き続き進める。

1. 改正された障害者雇用促進法の実効性を確保するための取り組みを進める。
2. 「合理的配慮」についての具体的なガイドラインの作成を目指す。
3. 雇用における賃金補填制度の創設も含めた、賃金、所得保障のあり方について、実効性ある施策を進めるよう国に対して働きかけていく。また、多用な働き方のあり方と制度化に向けた議論を進めていく。
4. 現行の納付金制度は、法定雇用率未達成企業の存在を前提としているため、これ以外の新たな財源確保について国に働きかけていく。
5. 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と総合支援法附則第 3 条に基づく障害者の就労課題の改善に取り組む。

重点課題 10) 次世代当事者リーダーの育成

DPI 日本会議は、1986 年の発足以来、障害当事者主体、「われら自身の声」をスローガンに掲げて活動を展開してきた。現在、加盟団体も含めて、この「当事者主体」の理念を継承し、今後の障害者運動を牽引できる「次世代の当事者リーダーの育成」が喫緊の課題である。

そこで、DPI 日本会議としては 2013 年度、「次世代若手障害者リーダー育成・エンパワメン

ト事業」と題して、次の時代を担う障害当事者リーダーを育成するための取り組みを、公益財団法人キリン福祉財団の助成を受けて実施することとした。

当事業の主な目的と展開としては、以下の三点が挙げられる。

1. 研修生一人一人の障害者運動に対する方向性の明確化

これまで障害者運動を担ってきたリーダー達からの講義や研修生同士の討議を通じて、現在の障害者の置かれている状況を確認し、今後の運動課題、必要な取り組みなどを明確にする。さらに、これらの講義や討議を通じて、研修生各々が、今後どのような問題に対する活動を行っていくのかを考える契機とし、障害者運動における自らの方向性・立ち位置を明らかにしていく。

2. 今後の障害者運動の戦略立案をする

PCM(プロジェクト・サイクル・マネージメント)研修等の戦略立案手法を経て、研修生それぞれが現状の課題を分析し、その解決のために具体的な戦略を立て今後の障害者運動に繋げていく。

3. 障害者運動のネットワークを構築する

当事業を通じて、講師、研修生同士の意見交換などにより相互の交流を深めていく中で、障害者運動のネットワークを構築・拡大し、より強固なものとする。その一環として、障害種別を超えた連携という観点を考慮し、様々な障害者団体とも協力し、合宿などを行う。

また、11月2日、3日に大阪で開催されるピープルファースト全国集会に合わせて韓国の知的障害のある当事者を招き、研修生との交流を図る予定である。

次世代を担う当事者リーダーとして成長していくために、以上の目的等に基づき研修生自身のエンパワメントを促していく。

具体的なプログラム等については、研修生主体で企画・策定することを基本とし、研修生全員が「次世代の障害者運動のリーダー」となるべく、運動の理念やその重要性、意義を自覚しそれぞれの想いと認識を共有していく。そして、研修終了後ここで得た知識や戦略、構築されたネットワークを活かし、参加者がそれぞれの地域での活動、また全国的な障害者運動を牽引していく人材となることを目指していく。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障の確立に向けて

2012 年末に政権交代があり、景気回復、経済再建が新政権の最優先課題となり、社会保障関連については関係経費をいかに抑えるかということが主要な課題となっている。中でも生活保護制度に対する財政抑制の動きは甚だしいものがあり、憲法 25 条に基づくセーフティーネットとしての役割を捨て去るような改悪の動きが目立つ。安部内閣は、生活保護費削減の第一歩として、生活扶助の基準額を 2013 年度から 3 年間で総額 740 億円（国費ベース約 7.3%）削減することを決めた。さらに、給付水準の引き下げにとどまらず、生活保護制度における扶養義務の強化を図る施策を打ち出すなど、障害者の病院・施設からの地域移行や家族からの自立にとって大きな打撃となる制度改悪が行われようとしている。

生活保護の給付水準の引き下げは、他の生活支援制度や医療・福祉サービスの限度基準と連動しているため、基準額が引き下げられれば、それまで住民税非課税であった世帯が課税世帯となる可能性もあり、医療や福祉サービスの自己負担の範囲が拡大するなど、多くの障害者の生活の安定を脅かすものとなりかねない。生活保護制度改悪の動きには、反貧困ネットワークをはじめとする各種の団体と協力して反対運動を行っていく。

年金、手当等所得保障政策に関しては、政策課題としては表立ったものは見受けられない。DPI 日本会議としては改正された障害者基本法の理念に沿って、年金・手当等の支給基準を身体状況のみを判断基準とするのではなく、障害者の生活実態を取り入れたものに見直すこと。また、在日外国人障害者の無年金問題の解消には特に力を入れていく。

1. 年金制度の見直し

- ・年金制度のあり方に関しては、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを図るものとする。
- ・障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。
- ・現在、無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。現在、無拠出の障害基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。特に、理由なくこの制度の対象外とされている在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能なものとすべきである。無年金障害の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

2. 手当制度

- ・特別障害者手当の性格を自立生活手当とする等の見直しを図り、新たに設定される支給基準の下に、知的障害、精神障害等をはじめとするすべての障害のある人を給付の対象とする。
- ・障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。

生命倫理・優生思想に関する取り組み

医学界を中心に終末期医療に関する議論が活発に行われている。一例を上げれば、本年 1 月、日本透析医学会は「慢性血液透析療法の導入と終末期患者に対する見合わせに関する提言(案)」を示し、会員からの意見を募集している。厚生労働省では、2012 年 12 月「終末期医療に関す

る意識調査等検討会」を開催し、「人生の最終段階における医療に関する意識調査」を国民、医師、看護師、介護職員、施設長を対象に行っている。尊厳死法制化について、国会質疑の中で安倍首相は「そういう仕組みは考えていきたい」と答弁している。

さらに、日本産科婦人科学会は多くの懸念や不安をよそに、本年3月、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」を策定し、4月から20前後の医療機関で検査が行われようとしている。

これらの動きに対しDPI日本会議としては、以下の取り組みを行う。

1. 尊厳死法制化に対しては、「尊厳死法制化反対する会」、「尊厳死の法制化を認めない市民の会」を中心にロビー活動、学習会、院内集会の開催など法制化阻止に向けた取り組みを強化する。
2. 2012年11月に発足した「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」と連携し、必要な介助が得られる仕組み構築に取り組む。
3. 新型出生前診断の動向を注視しつつ、生命倫理・優生思想に関わる問題について障害当事者の立場から積極的に発信し、広範な人々との連携を図っていく。

女性障害者の複合差別に関する取り組み

DPI女性障害者ネットワーク（以下、DPI女性ネット）の協力の下、2011年度に行った複合差別調査は、多くの女性障害者が受けている複合的な差別の実態をあきらかにし、大きな反響を得た。同調査については、現在もお研究者、自治体、マスコミ等からの問い合わせや報告書送付依頼が多く、2013年度も継続して積極的な啓発活動を行う。

また、差別禁止法や現在各地で進められている差別禁止条例づくりにおいて、女性障害者の声を反映させ、独立した項目を設けるための運動を継続する。一方で、新型出生前診断など障害当事者が社会モデルへの転換を目指す時代に逆行するような動きがあるため、日本産科婦人科学会や検査導入・実施の動きについて注視していく。

2012年10月に関西地域において、関西女性障害者ネットワークが発足した。それぞれの地域の特色に合う活動の展開と女性障害者のネットワーク拡充を進める。

2) 調査研究事業

障害者総合福祉サービス法プロジェクトに関する取り組み

総合支援法は、2014年には障害程度区分から支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、グループホームの一元化等、障害者の地域生活に深く関連した項目が実施される予定である。これらの動向はパーソナルアシスタンスや支給決定のあり方等、3年後見直しとも連動する部分がある。さらに、難病関係の新法の動きがある中で、何としても「制度の谷間」を解決していかなければならない。

これらの課題に的確に提言できるように、引き続き研究プロジェクトを進めていく。

3) 広報・啓発事業

広報体制のパワーアップへ向けて

広報体制の人員増加により企画力を強化すると共に、編集会議や各ミーティングでの報告・連絡・相談を通じ、広報活動について理解の共有化を図りつつ、各媒体それぞれの特色を打ち出した企画・紙面づくりをいっそう希求する。

機関誌については、年間を通じて季刊誌の紙面の充実とコスト削減を図ると共に、全体のり

ニューアル等、議論を進めながら再検討を行う。なお読者からの幅広い意見を反映する為、読者アンケートの採用も検討する。現在欠員となっている編集委員2名について、DPIへの理解を持ち編集の知識のある障害当事者委員の新たな参加を求める。月刊紙については、速報性のある情報の発信および加盟団体との連携の資料として、より親しみのある内容を追求する。ホームページについては、アクセシビリティに配慮し作成されている情報保障の特性と速報性の兼ね合いについて、検討を進める。さらに速報性を重視した情報提供を行っているメルマガ・ブログについて、ホームページや機関誌との連動を迫る。

また、2012年4月に発行したDPI日本会議編集の「最初の一步だ！改正障害者基本法 地域から変えていこう」(解放出版社)等の書籍の販売、過去の資料として有益なDPI機関誌バックナンバー等の普及、販売促進等に力を入れる。

4) 普及・参画事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI日本会議の地方ブロックの形成は、今後の地方分権改革への対応や草の根の障害者運動の結集という点からも重要である。加盟団体を拡大していくとともに、可能な地域から地方ブロック化に向けた準備を進める。また、救援活動の展開とインクルーシブなコミュニティへの新生に向けて、被災地の加盟団体・関係団体への支援、連携を進める。引き続き、JDFの地域フォーラム等の開催に当たってその地域の加盟団体と連携を取りながら協力する。差別禁止条例制定や今後設置される「障害者差別解消支援地域協議会」への取り組みを会員団体とともに積極的に進める。

講師派遣、点字印刷

2013年度も引き続き、各地の障害者団体が主催する学習会や集会に対し、権利条約や障害者制度改革及び総合支援法、差別禁止法等をテーマとした講師派遣を積極的に行う。また、点字印刷物の作成について、依頼に対し柔軟に応じ、視覚障害者への情報保障を担う。

政策討論集会

2012年12月、「当事者主体の政策づくりをめざして」をテーマに、第1回DPI障害者政策討論集会を開催した。1995年から行われてきた実行委員会方式の政策研究集会から、DPI日本会議単独の集会に変わり、記念すべきはじめての集会となった。

内容は、横断的課題として「差別禁止法」、「総合支援法」を、個別分野としては「教育」、「労働」を取り上げ、議員、行政担当者、研究者、障害当事者などが問題提起や意見交換を行った。

運動を政策に結びつけていくものとして、一層充実していく必要があり、2013年度も常任委員を中心に議論を進め、第2回集会を開催する。

5) 権利擁護事業

DPI障害者権利擁護センターの活動について

知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化しており、研修を通じた相談員の強化が望まれる。さらに、地方の相談がメール・電話によるものが主になってしまうため、地方の相談機関との連携の強化が引き続き必要である。また、移動・交通・アクセシビリティ関係の相談については、直接、運動化も視野に

入れることも必要で、運営アドバイザーとの連携も強化しなければならない。もちろん、他団体に依頼した後も、相談の経緯などについてフォローアップの必要性があることは言うまでもない。また、相談業務で把握した差別実態や地域格差などは、常任委員会に報告し運動化していくことも重要である。

こうした状況を踏まえ、2013年度の方針として下記の諸点を挙げる。

1. 相談体制の強化

相談員の増員を含む相談体制の強化と、相談員相互の情報のさらなる共有と研修を充実させる。

2. 関係機関との連携の強化

DPI 日本会議常任委員会への報告等を定期化するとともに、全国各地の障害当事者が運営している各種センターや運動団体との連携を強める。また、各種人権擁護機関・団体との関係を強化する。

3. 既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への相談強化に取り組む。

3. 組織体制整備

会員および支援者の増大に向けて

救援本部の活動資金を幅広く呼びかけるために、被災地支援・復興活動を行う NPO 法人・認定 NPO 法人に対する支援措置、助成金等についての情報収集や、この間の救援活動の中で得られた新たなネットワーク、支援者へのアプローチを積極的に行っていく。事務所内の個人情報等の管理体制を見直し、支援者・関係者データベースの整備にも取り組む。

また、2013 年度も引き続き、加盟団体の少ない地域における正会員、賛助会員及び購読会員の獲得に努め、DPI 日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を積極的に獲得するよう努める。

事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、ボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。

財政および予算執行について

引き続き、加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行い、常任委員や事務局員で共有する。

また、NPO 法人会計基準の導入および認定 NPO 法人の再認定申請にあたり、定款や経理・会計管理方法を見直し、より公正な組織運営を目指す。同時に、NPO 政策連絡会議をはじめ認定 NPO 法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定 NPO 法人としての社会的信用の獲得を目指す。

また、第 8 条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。